

—— 宇 部 市 ——

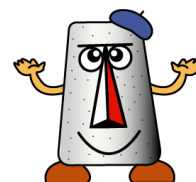
令和7年2月1日

農業委員会だより

NO. 63

編集・発行 宇部市農業委員会（電話34-8731）

〒755-0027 宇部市港町一丁目11番30号



宇部・美祢地域 ステキ女子マルシェをご紹介します♪



目 次

表 紙 1 頁

地域農業を守ろう！ 4～5 頁

各種お知らせ 8 頁

宇部・美祢地域ステキ女子マルシェのご紹介
. 2～3 頁

農業施策に関する要望書 6～7 頁

宇部・美祢地域 ステキ女子マルシェのご紹介

宇部市農業委員 縄田 加奈江
(ステキ女子マルシェ実行委員)

宇部・美祢地域ステキ女子マルシェを開催しました

令和6年10月、宇部空港ふれあい公園にて、宇部市・美祢市・山陽小野田市の女性農林漁業者(ステキ女子)等が、自分たちの商品や生産について知ってもらい、よりよい商品づくりや、子育て世代等の新たな顧客の確保につなげることを目的に、昨年度に引き続き、2回目のマルシェを開催しました。

宇部市からは、「田中園芸」「実り屋」「漁協女性部(宇部岬支店女性部、新宇部漁協女

性部)」「縄田農園」(筆者)の4者が出店しました。

今回はあいにくの雨天でしたが、野菜、果物、お花、加工品、水産物等を対面販売し、商品は、ほぼ完売しました。商品を知ってもらい、評価を得る機会になったとともに、出店者同士の交流の場にもなりました。



令和7年(2025年)も開催予定です

マルシェ情報
発信中



宇部美祢地域
ステキ女子マルシェ
Instagram

生産者が中心となって企画・運営するマルシェ。
生鮮物のマルシェの難しさの経験を活かし、2025年は
天気も考慮して、空港の協力も得て、より参加しやすい
マルシェになるように企画中です。

(詳細はInstagram『宇部・美祢地域ステキ女子マルシェ』随時更新中です)

出店者の輪も広がり、新たに出店希望も出てきています。地元の農林漁業者・消費者のつながりを再確認できる場として、若手もベテランも力を合わせて、続けていきたいマルシェです。



やまぐち農林漁業ステキ女子とは

農林水産業において、経営者・経営参画者として自身のステキ・スタイルを確立し、その魅力を多様に発信していける女性のことです。「きれい」に「輝き」ながら、「かしこく」「かせぐ」農林漁業女子をイメージしています。

やまぐち農林漁業
ステキ女子
HPはこちら



地域農業を守ろう！

地域の農業・農地を
次の世代に着実に引き継いでいくため、
将来に向けた目標を示す
「地域計画」の策定に取り組んでいます。

令和5～6年度にかけて、東岐波地区、西岐波地区、厚東・厚南地区、二俣瀬地区、小野地区、船木地区、万倉、吉部地区の8地区において、計画策定のための協議の場と地域計画案の説明会を開催しました。



8地区において協議の場を実施

地域計画をつくと・・・

- 農地がずっと守られる
- 日本の農産物がずっと作られる
- 新しい農地が利用できる
- 農地が荒れることがなくなる
- 地域が活気づく

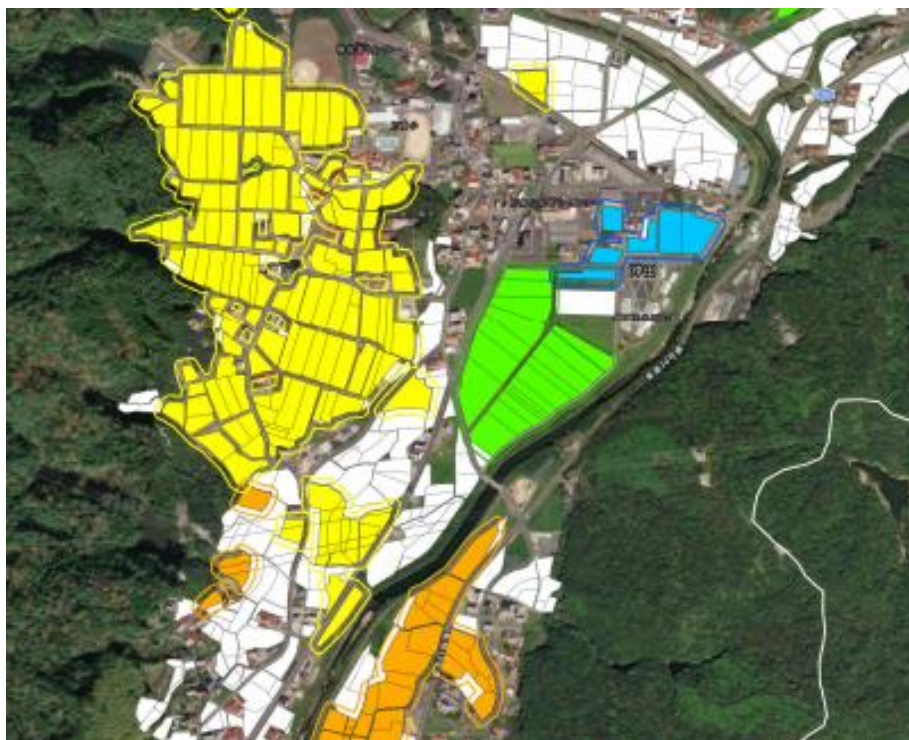
農林水産省WEB サイト

～人・農地プランから地域計画へ～



https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

地域計画においては、将来の農地利用を一筆ごとに示す「目標地図」を作成して、各地域の農地利用の姿をより明確化します。



今後も、県、市、農業委員会、農地中間管理機構、ＪＡ、土地改良区等と地域の農業者が一体となって地域計画の実現に向けた取り組みを進めていきます。

お知らせ

令和7年4月から農地貸借の事務手続きが変わります

- 各地域で地域農業の未来像を描く「地域計画」が策定され、その計画実現のための貸借事務に変わります。
- 契約手続は次の2通りです。

- ① 農地法第3条に基づく農業委員会の許可
- ② 農地中間管理事業による利用権設定

※現在、契約中の貸借は継続されます。

なお、旧利用権設定をされている方については、再契約の際の終期通知送付時に、新様式を送付します。

- 令和7年4月以降に、契約をはじめるときは、下記へご相談ください。
- 問い合わせ先

- 宇部市 農業振興課 電話（０８３６）３４－８５６３
- 宇部市 農業委員会事務局 電話（０８３６）３４－８７３１

農業施策に関する要望書を提出

令和6年11月7日（木）、市長応接室において、農業委員会から篠崎市長に「令和7年度 宇部市農業施策に関する要望書」を提出しました。

農業生産基盤対策

- 1 大坪川では、継続的な浚渫を実施していただいているが、堆積土砂が多く部分的な浚渫工事では解消されない状況なため、砂防ダム等の設置を検討いただきたい。
- 2 遊休農地の解消対策や農業経営規模拡大に際して、農業機械を搬入する農道が無いなどの農地周辺の条件不整備が障害となっている。
農地の現状把握を踏まえて、農家・法人等が行う遊休農地の解消及び経営拡大に向けた条件整備の取組に対して、積極的な支援を行っていただきたい。
- 3 農地に隣接する国・県有地（厚東川堤防など）に雑草などが繁茂すると病虫害などの被害が農作物に及ぶため、その付近の農家・集落営農法人等が草刈り等を行っている。
それらの土地における、適切な維持管理について県に要請していただきたい。

担い手確保対策

- 1 本市農業の主要な担い手であり地域の支え手である小規模農家が、農業経営を継続し後継者に引き継げることが、本市農業の持続的発展に不可欠と考える。
市外居住等の後継者が、休日等を利用して活動できる兼業農業推進策など、親元就農等に対する支援策を検討していただきたい

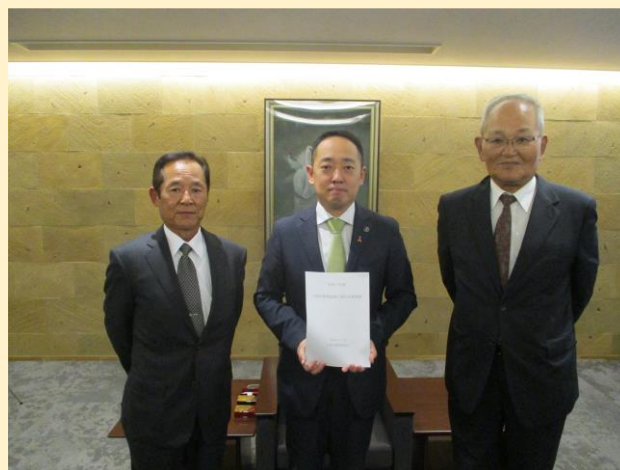
その他

- 1 水利組合が管理するため池・水路について、組合員の減少や高齢化により農業従事者だけでは維持管理が困難な状況になってきている。

多くのため池は、防災重点ため池に指定されており、地域農業の維持に加え防災上の観点からも、今後の維持管理の在り方について検討していただきたい

- 2 新規就農や機械更新時における、高額農機具購入経費の負担軽減、及び、農機具の有効活用のため、離農や機械更新等により不要となった、使用可能な農機具等の「仲介の場」の制度について検討いただきたい。

それらの土地における、適切な維持管理について県に要請していただきたい。



上田会長職務代理 篠崎市長 原田会長

各種お知らせ

相続登記が義務化されました

- 令和6年4月から相続登記が義務化され、相続を知った日から3年以内に登記する必要があります。
登記の義務化の前に相続した土地も対象です。
(令和9年3月末までに登記する必要があります!)
- 相続登記が完了したら、「相続等による農地等の権利取得届」を農業委員会へ提出してください。
<様式は宇部市公式ウェブサイトに掲載しています>



農家のための農業者年金！！

あなたの老後の備えは十分ですか？60歳未満の国民年金の第1号被保険者（保険料の納付免除を受けていない方）は、年間60日以上農業に従事していれば、配偶者、後継者の方も加入できます。なお、**年齢等の要件により、農業者年金の保険料に国の補助（政策支援）を受けられることもあります。**農業者年金は、あなたの老後をサポートします。

問合せ先

山口県農業協同組合宇部統括本部

TEL 0836-31-7611

宇部市農業委員会事務局

TEL 0836-34-8731

全国農業新聞を購読しませんか

月4回金曜日発行。月700円、年8,400円(消費税込) 購読の申し込みは下記まで

問合せ先 宇部市農業委員会事務局 TEL 0836-34-8731